

令和5年度

八代市公営企業会計

経営健全化審査意見書

八代市監査委員

八 市 監 第 1 7 8 号
令和 6 年 8 月 2 8 日

八代市長 中 村 博 生 様

八代市監査委員 江 崎 眞 通
同 上 原 治
同 北 園 武 広

令 和 5 年 度 八 代 市 公 営 企 業 会 計
経 営 健 全 化 審 査 意 見 に つ い て

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度八代市公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、次のとおり意見書を提出します。

目 次

八代市公営企業会計経営健全化審査意見

1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
4	審査の結果	1
5	資金不足比率の状況	1
	(1) 資金不足比率	1
	(2) 資金不足比率の算定方法	2
6	意見	3

1 審査の対象

令和5年度 八代市水道事業会計
令和5年度 八代市簡易水道事業会計
令和5年度 八代市下水道事業会計

2 審査の期間

令和6年6月28日から同年8月23日まで

3 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された令和5年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

5 資金不足比率の状況

令和5年度公営企業会計の決算に基づく資金不足比率及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に規定する経営健全化基準は、次のとおりである。

(1) 資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業の資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるかを示す比率であり、経営健全化基準は20%である。

水道事業会計、簡易水道事業会計及び下水道事業会計について、資金の不足額は発生していないため、記載すべき比率はなく、経営健全化基準の20.0%を下回っている。

(単位：%)

会計名	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
簡易水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	20.0

※ 「—」は、資金の不足額がないことを表す。

※ 地方公共団体は、公営企業（法適用企業にあつては、繰越欠損金があるものに限る。）の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、基準以上となった要因の分析や、基準未達とするための方策等について定める経営健全化計画を、議会の議決を経て策定する必要がある（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第23条、第24条）。

(2) 資金不足比率の算定方法

資金不足比率の算定方法については、次のとおりである。

なお、資金不足比率の算定に用いる資金の不足額については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第16条の規定に基づき算定される。

$$\text{資金不足比率(\%)} = \frac{\text{資金の不足額}^{\ast 1}}{\text{事業の規模}^{\ast 2}} \times 100$$

※1 資金の不足額：（流動負債－流動負債のうち建設改良費等企業債残高＋固定負債のうち建設改良費等以外企業債残高）－（流動資産－流動資産のうち繰越事業に係る特定収入）－ 解消可能資金不足額^{※3}

※2 事業の規模： 営業収益の額－受託工事収益の額

※3 解消可能資金不足額： 事業の性質上、事業の開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生ずる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

資金の不足額、事業の規模、資金不足比率

(単位：千円、%)

項目 / 会計名		水道事業会計	簡易水道事業会計	下水道事業会計
資金の 不足額	流動負債 ①	116,010	111,653	2,252,969
	流動負債のうち建設改良費等企業債残高 ②	71,833	100,845	1,733,451
	固定負債のうち建設改良費等以外企業債残高 ③	0	23,100	113
	流動資産 ④	705,016	27,815	995,357
	流動資産のうち繰越事業に係る特定収入 ⑤	0	0	0
	解消可能資金不足額 ⑥	0	712,791	0
	資金の不足額 (①-②+③)-(④-⑤)-⑥	△660,839	0	△475,726
事業の規模	営業収益の額 ⑦	513,578	55,382	1,516,169
	受託工事収益の額 ⑧	288	6	0
	事業の規模 ⑦-⑧	513,290	55,376	1,516,169
資金不足比率（資金の不足額/事業の規模）		—	—	—

※ 資金の不足額の欄において「△」で示した値は、資金剰余額を表す。

※ 解消可能資金不足額を控除する場合は、資金剰余額は発生せず資金の不足額は0円となる。

6 意見

令和5年度の水道事業会計、簡易水道事業会計及び下水道事業会計は、資金の不足額がないため、資金不足比率は算定されなかった。

なお、簡易水道事業会計の資金の不足額の算定においては、法令の規定により解消可能資金不足額を控除したため、資金の不足額は生じなかった。

各会計においては、引き続き資金需要の的確な把握に努め、安定した経営基盤の構築に取り組んでいただきたい。